## ≪合併認証の手続き≫

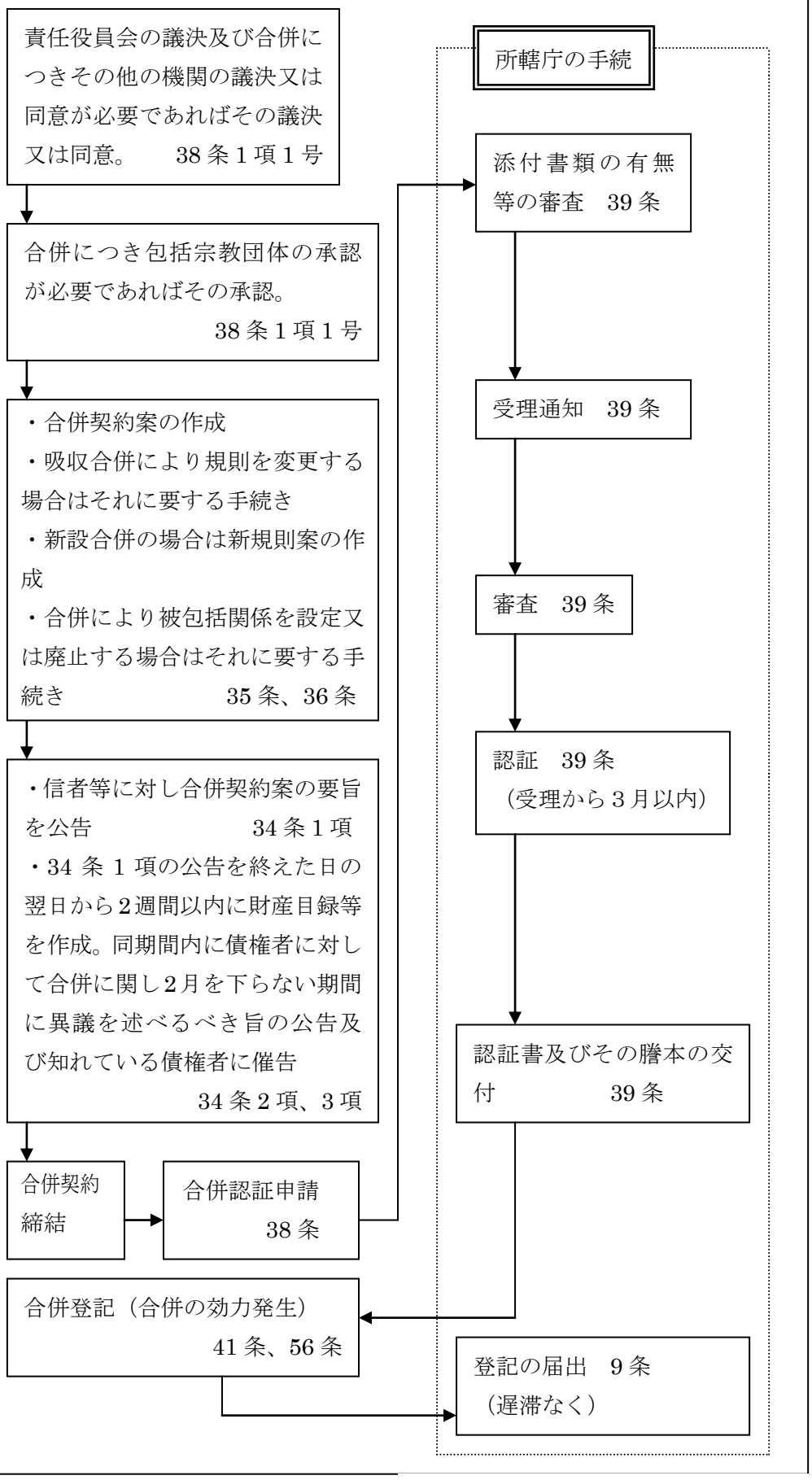
責任役員会の議決及び合併につきその他の機関の議決又は同意が必要であればその議決又は同意。　38条1項1号
合併につき包括宗教団体の承認が必要であればその承認。
38条1項1号
・合併契約案の作成
・吸収合併により規則を変更する場合はそれに要する手続き
・新設合併の場合は新規則案の作成
・合併により被包括関係を設定又は廃止する場合はそれに要する手続き　35条、36条
・信者等に対し合併契約案の要旨を公告　34条1項
・34条1項の公告を終えた日の翌日から2週間以内に財産目録等を作成。同期間内に債権者に対して合併に関し2月を下らない期間に異議を述べるべき旨の公告及び知れている債権者に催告
34条2項、3項
合併契約締結
合併認証申請
38条
合併登記（合併の効力発生）
41条、56条
所轄庁の手続
添付書類の有無等の審査　39条
受理通知　39条
審査　39条
認証　39条
（受理から3月以内）
認証書及びその謄本の交付　39条
登記の届出　9条
（遅滞なく）